

## ミラーレンタル基本契約書

[賃貸人] 平田聡美 (以下「甲」という。) と [賃借人] \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、次のとおり、ミラーレンタル基本契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

### (目 的)

第1条 甲は、乙に対し、鹿児島市宇宿一丁目58-12 国料ビル1階 Hair Market Fine内  
のミラー1面及び1脚 (以下「本ミラー」という。) を賃貸し、乙はこれを賃借する。

### (契約期間)

第2条 本契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの6か月間とする。  
2 前項の期間は、期間満了日の3か月前までに甲乙のいずれからも相手方に対して書面による更新しない旨の通知がない場合は、同一条件及び同一期間にて更新し、以後も同様とする。

### (営 業)

第3条 乙は、本ミラーでの営業については、次の事項を遵守し、自己の名で行う。  
(1) 美容を行う目的以外で本ミラーを使用しないこと。  
(2) 本ミラーを第三者に転貸し、又は利用させないこと。  
(3) 営業日、営業時間、営業方法、衛生管理、設備の使用及び管理並びに造作については、甲の承諾を得て行うこと。  
(4) 予定外の休業等をする場合は、事前に甲に知らせること。  
(5) 甲の品位、信用等を傷つけるような言動をしないこと。  
(6) 元気はつらつ、整理整頓、清潔及び清掃に努めること。

### (秘密保持)

第4条 甲及び乙は、本契約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の承諾を得ないで第三者に開示し、漏洩し、又は他の目的に使用してはならない。

### (賃 料)

第5条 賃料は、次のとおりとする。  
(1) 本ミラー 時間額 1,000円 (消費税別) ※共益費を含む。  
(2) ワゴン 日 額 2,000円 (消費税別) ※薬剤及びペーパーは含まない。  
2 乙は、甲に対して、当日分の賃料の全額を賃貸終了当日に現金で支払う。

3 甲、賃料が、本物件に対する租税その他の公課の増減、建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動、近傍類似の建物の賃料の比較等により、客観的に不相当となった場合は、乙に対し、将来に向かって賃料の増額又は減額を請求することができる。この場合、甲は、賃料を増額する日の3か月以上前に、乙に通知する。

(解除)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、事前の通知を行うことなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に定める条項に違反する行為があった場合に、甲が乙に是正を指示したにもかかわらず、当該違反が是正されなかったとき。
- (2) 甲と乙との間の信頼関係が破壊されたと認められたとき。

(造作買取請求権等の放棄)

第7条 乙は、本ミラー及び造作設備について支出した諸費用の償還請求権及び本ミラー内に乙の費用負担により設置した造作設備の買取請求権を放棄する。なお、本契約が終了した場合であっても、同請求権を甲に対して行使することはできない。

(合意管轄)

第8条 甲及び乙は、本契約に関する裁判上の紛争が生じたときは、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的裁判所とする。

(協議事項)

第9条 本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 賃貸人 鹿児島市宇宿一丁目58-12 国料ビル1階

Hair Market Fine 平田 聡美

(乙) 賃借人 \_\_\_\_\_